

蔵王町立蔵王中学校備品購入仕様書

1 目的

令和9年4月に開校予定の蔵王町立蔵王中学校において、学校運営を行うために必要な備品（以下「物品」という。）を購入するものである。

2 納入場所

宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦上30番地
（蔵王町立蔵王中学校内の指定する場所）

3 納入期限

令和9年3月19日（金）まで

※ただし、建築工事の進捗状況等により、納入時期の調整を求める場合がある。

4 購入物品

別紙「物品仕様書」のとおり。

5 納入・設置条件

（1）建築工事との調整・工程表の提出

蔵王町立蔵王中学校は、令和9年2月末まで建設工事を予定している。そのため、受注者は契約後速やかに搬入・設置等に関する詳細な「納入工程表」を作成し、教育総務課統合中学校準備室担当者（以下「担当者」という。）と十分に協議し、承認を得ること。

（2）納入及び設置作業

物品の納入にあたっては、開梱、組立、配置、取付等を行い、ただちに使用できる状態にして指定の場所に設置すること。ただし、担当者から別途指示がある場合は、その指示に従うこと。

（3）梱包材等の処理

納入・組立時に発生した梱包材（段ボール、ビニール、発泡スチロール等）および施設内で不要となった廃材等は、受注者の責任においてすべて速やかに回収・撤去し、適正に処分すること。施設内のゴミ箱等に投棄してはならない。

（4）安全対策及び転倒防止措置

高さ（H）が1,500mm以上の製品については、地震等による転倒を防止するため、壁面や床面等への固定、または連結など適切な転倒防止策を施すこと。

なお、固定方法については事前に施工図やカタログ等を用いて担当者の承認を得てから施工すること。

（5）養生及び建物保護

搬入・設置作業の際には、新築校舎の床、壁、天井、エレベーター、扉等を傷つけないよ

う、必要かつ適切な養生（プラベニヤ、養生マット等）を行うこと。

なお、本契約は一括発注であるため、受注者は複数のメーカー製品を搬入・設置するにあたり、自らの責任において各メーカー間の搬入日程を調整し、養生を一元化（共通化）するなどして、効率的な搬入を行うこと。無駄な重複養生等による経費の発生を防ぐものとする。

(6) 納入場所及び方法の変更等

搬入時の建物の保護や、効率的な搬入及び経費削減を図るため、担当者が必要と認めた場合は、受注者との協議により、別紙に定める設置場所とは異なる場所（仮置場所、または別室等）への納入・設置、あるいは搬入経路の変更を認めることがある。

(7) 事故・破損時の対応

搬入・設置作業において、施設、設備、既存物品等に損傷を与えた場合、または第三者に損害を与えた場合は、受注者は速やかに担当者に報告し、自己の費用と責任において速やかに復旧、修繕または賠償を行うこと。

6 製品の規格・品質・環境配慮

(1) 新品の保証

納入する物品は、すべて未使用の新品（最新の製造モデル）とし、再生品や展示品等は認めない。

(2) 安全基準の遵守

一般社団法人日本オフィス家具協会（J O I F A）の「オフィス家具 - 製品安全基準ガイドライン」に基づいた安全かつ堅牢な製品であること。

(3) 品質保証

通常の使用方法において、万一製品に故障または不具合が生じた場合は、J O I F A が定める下記の保証期間に基づき、受注者の責任と費用において無償で修理または交換を行うこと。

①塗装及び樹脂部分の変色・退色、レザー・クロスの摩耗：1年間

②引出し・スライド機構、扉の開閉・錠前・昇降機構等の故障：2年間

③強度・構造体にかかわる破損：3年間

7 同等品の取扱い及び申請手続き

(1) 参考品番の扱い

別紙「物品仕様書」に記載している参考品番は、各メーカーのものであるが、これらは求める製品の規格、形状、品質等の基準を示すものであり、特定のメーカーに限定するものではない。

(2) 同等品の定義

「同等品」とは、参考品番として指定した製品と「寸法（許容範囲内）」「材質」「構造」「機能」「意匠（デザイン）」「耐久性」が同等か、それ以上の品質を有するものをいう。

(3) 同等品の承認申請

同等品をもって入札に参加しようとする者は、入札公告において指定された期日までに、「同等品承認申請書（兼 質問書）」に以下の書類を添えて、担当者に提出し、発注者の事前承認を得なければならない。

- ・比較対照表（参考品番と同等品の仕様比較）
- ・同等品製品のカタログの写し、または仕様図面
- ・その他、発注者が必要と認める資料

（４）承認の可否

提出された同等品の可否については、発注者が審査を行い、入札前までに回答する。承認されなかった物品での入札、または事前申請のない同等品での納入は一切認めない。

８ 検査及び検収

受注者は、すべての物品の納入・設置・調整が完了したとき、速やかに納品書及び設置完了写真を担当者に提出し、検査を求めること。

発注者は、提出された書類に基づき、数量、規格、設置状況、動作確認等について速やかに検査を行う。

検査の結果、不合格品や作動不良、傷・汚れ等が発見された場合は、受注者は直ちに代替品との交換、手直し等の措置を講じ、再検査を受けなければならない。この場合の費用はすべて受注者の負担とする。

本件の引渡しは、発注者による検査・検収の合格をもって完了するものとする。

９ その他

（１）カラーの決定

購入する物品の色（本体、張地、天板等）については、契約後、速やかにカラーサンプル等の資料を担当者に提示し、別途協議の上で決定する。

（２）契約不適合責任

検収完了後であっても、物品に隠れたかし（契約不適合）が発見された場合は、民法及び契約書の定めに従い、受注者は速やかに無償で補修、代替品の納入その他の必要な措置を講じなければならない。

（３）疑義の解決

この仕様書（別紙「物品仕様書」を含む）に定めのない事項、または解釈に疑義が生じた事項については、発注者と受注者が誠意をもって相互に協議し、その決定に従うものとする。